

---

# 関税評価について

## 関税評価研修

大阪税関 業務部 関税評価部門

R8.3.26(木)

---

---

# 目次

1. 関税評価の概要
2. **原則**的な課税価格の決定方法  
(取引価格による方法)
3. **原則によらない**課税価格の決定方法
4. 評価申告手続き、事前教示制度
5. 事例紹介
6. その他

---

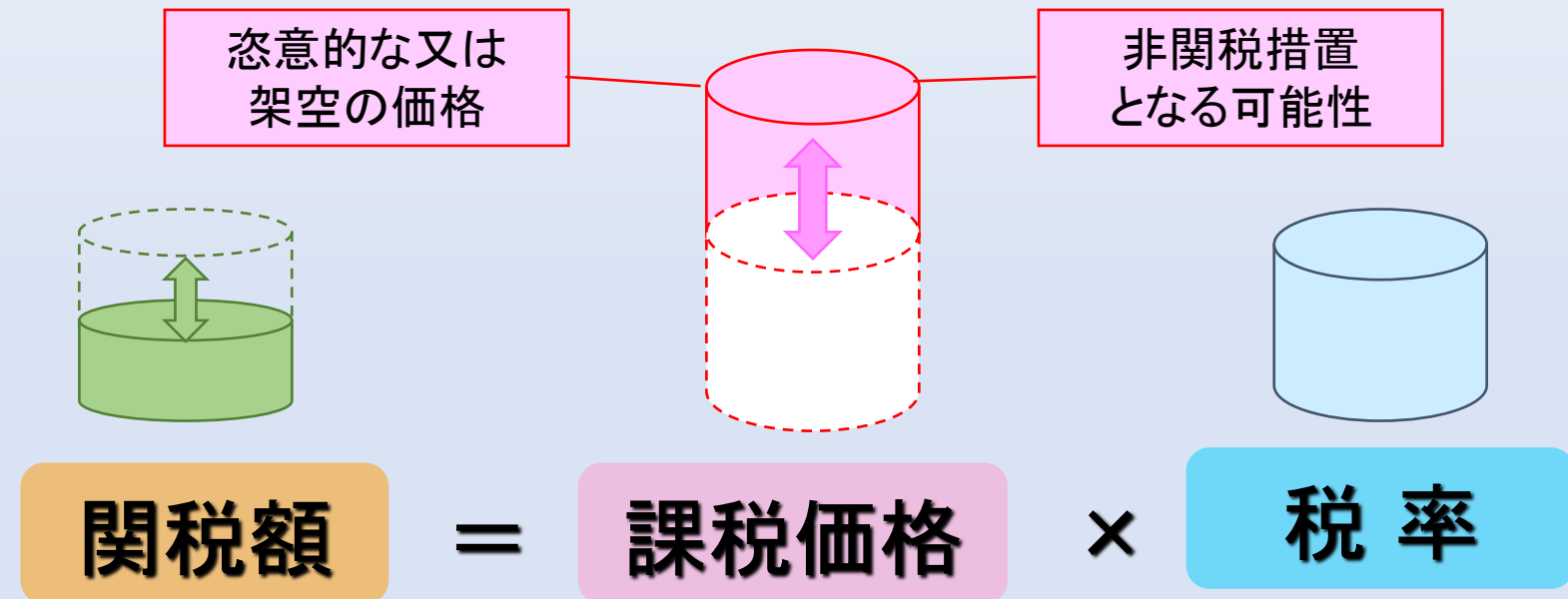
# 1. 関税評価の概要

# 関税評価とは

「輸入貨物の課税価格を法律の規定に従って決定すること」

$$\begin{array}{l} \text{課税標準} \times \text{関税率} = \text{関税額} \\ \text{(課税価格)} \end{array}$$

# なぜ、関税評価が大切なのか



# 関税評価関係法令等

- WTO関税評価協定

1994年の関税及び貿易に関する一般協定 第7条の実施に関する協定

- 関税定率法【第4条～第4条の9】

- 関税定率法施行令

- 関税定率法 基本通達

- 個別通達

質疑応答事例(関税評価) 等

---

## 2. 原則的な課税価格の決定方法

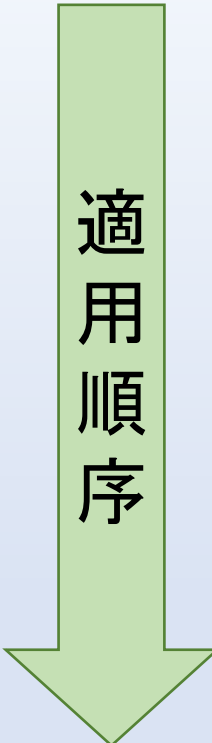
## 課税価格の決定方法（適用順序）

### 1. 取引価格による方法

（原則的な課税価格の決定方法）

2. 同種又は類似の貨物の取引価格による方法
3. 国内販売価格に基づく方法
4. 製造原価に基づく方法
5. 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法

※輸入者の希望により3.と4.の順序変更可



適用  
順序

# 原則的な課税価格の決定方法

輸入貨物の取引価格による方法【関税定率法第4条第1項】

原則、課税価格は

- ※1
- ① 輸入貨物に係る輸入取引がされた場合に、
- ※2
- ② 買手により売手に対し又は売手のために、輸入貨物につき
- ※3
- 現実に支払われた又は支払われるべき価格(現実支払価格)に
- その含まれていない限度において輸入貨物の輸入港までの運賃等(加算要素)を加えた価格(取引価格)とする。

※4

課税価格  
(取引価格)

=

現実支払  
価格

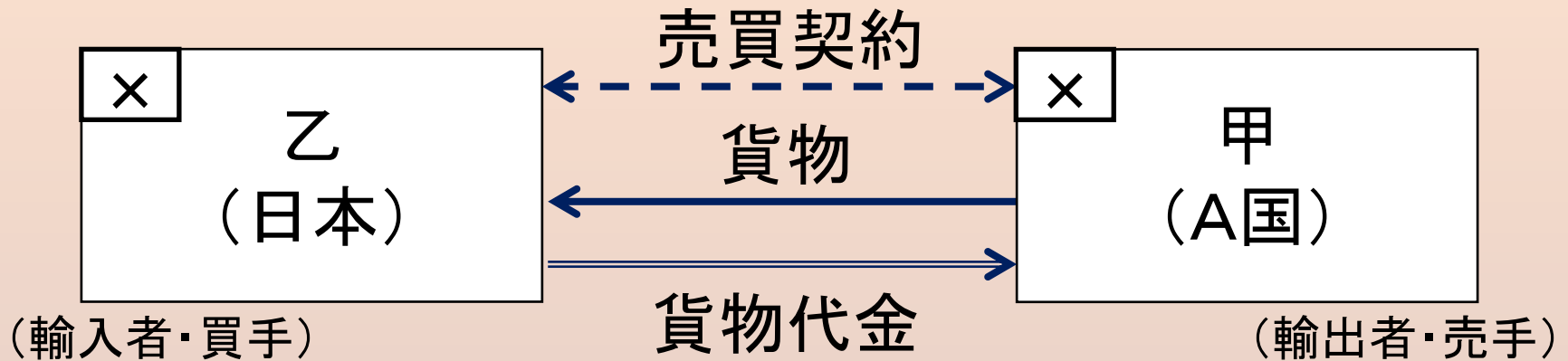
+

加算要素

## 輸入取引

※1

一般的な「輸入取引」の例



~~「貨物を輸入することである」~~

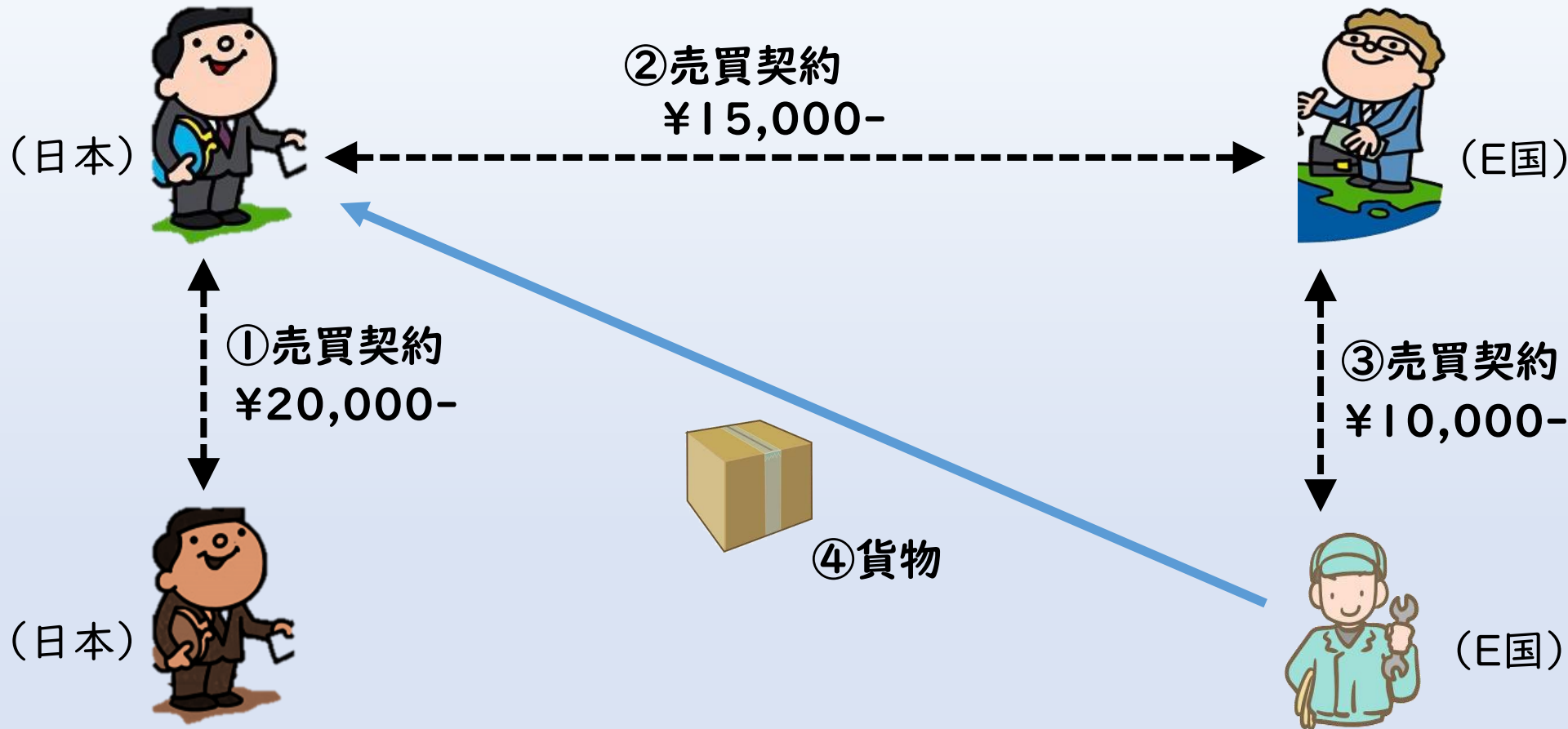
関税定率法基本通達4-1(1)

「輸入取引」とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦(日本)に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当する。

関税定率法基本通達4-1(2)

貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の取引が行われている場合には、現実に当該貨物が本邦(日本)に到着することとなった売買が「輸入取引」となる。

# 本邦に到着させることを目的とした売買 (複数の取引がある場合の輸入取引)



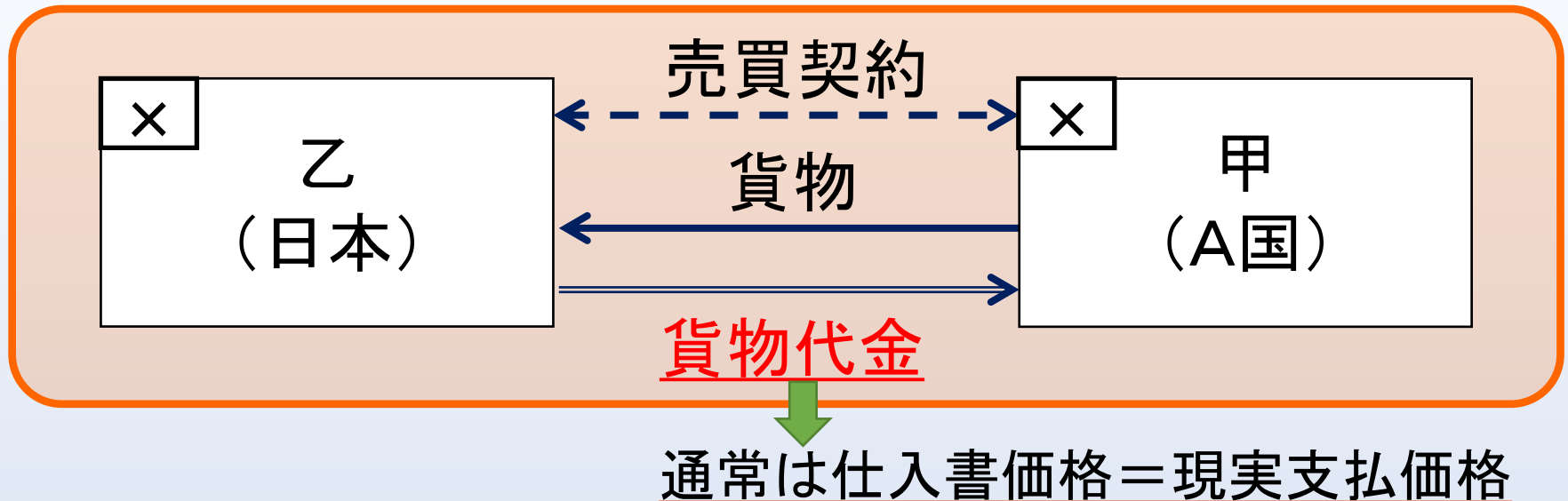
～現実に貨物が本邦に到着することとなったもの～

# 輸入取引の買手・売手

※2

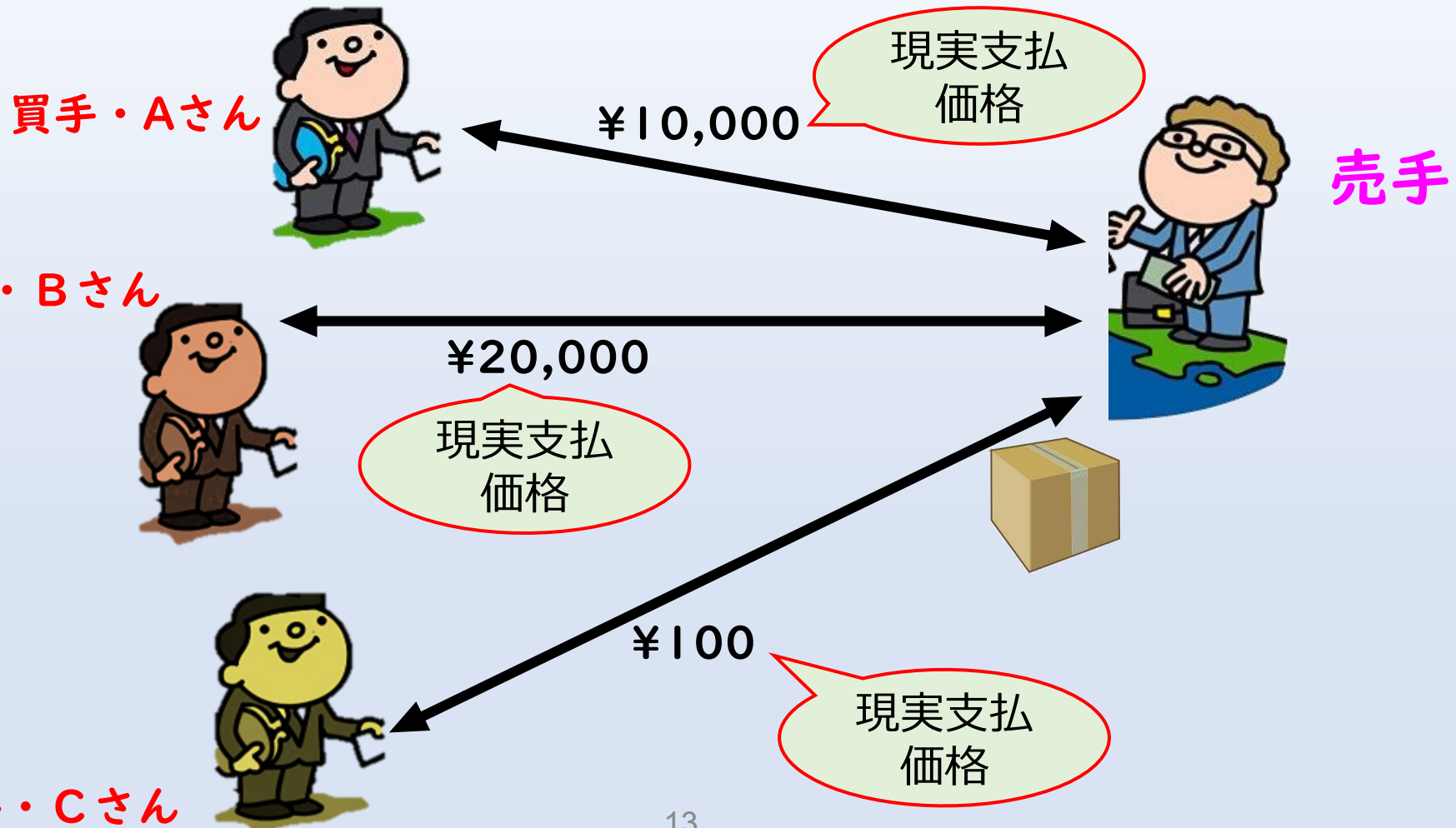
- 自己の計算と危険負担の下に輸入取引を行う者
  - 自ら輸入取引における輸入貨物の品質・数量・価格等を取り決める
  - 瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する
- 買手は本邦に拠点(※)を有する者
  - (※)拠点とは・・・住所、居所、本店、支店、事務所、事業所  
その他これらに準ずるもの

# 現実支払価格 ※3



- ① 仕入書価格(＝現実支払価格(通常))
- ② 仕入書価格以外の構成要素(+)
- ③ 仕入書価格から控除すべき費用(-)
- ④ 価格調整条項により調整される価格(±)

# 現実に支払われた又は支払われるべき価格 (現実支払価格)



# 現実支払価格 (値引き)

- 納税申告の際に値引きが行われることが確定している
- 値引き後の価格が買手により現実に支払われる

## 認められる値引きの例

- ・数量値引き
- ・現金値引き
- ・前払値引き
- ・旧モデルの在庫値引き
- ・季節値引き
- ・初回購入割引

## 認められ~~ない~~値引きの例

- ・サンプル値引き
- ・相殺値引き(クレーム処理等)
- ・弁済

# 仕入書価格から控除すべき費用

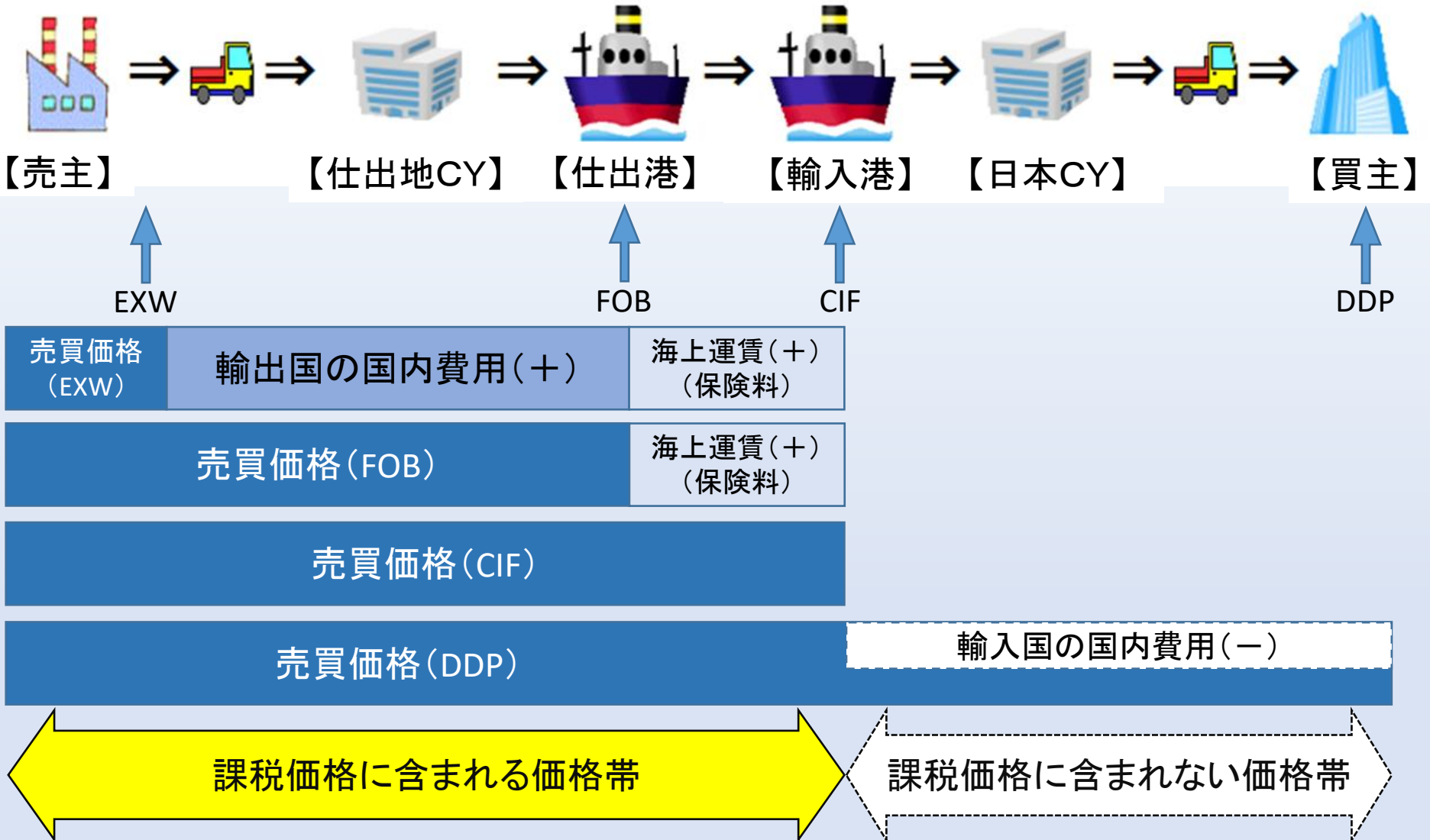
次の費用等が現実支払価格に含まれており、

かつ、**明らかにできる場合**

【関税定率法施行令第1条の4各号】

- 1) 輸入申告時以降に行われる据え付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用
- 2) 輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用
- 3) 本邦において輸入貨物に課される関税その他の課徴金
- 4) 延払い金利

# 課税価格と貿易取引(インコタームズ2020)の関係



## 加算要素

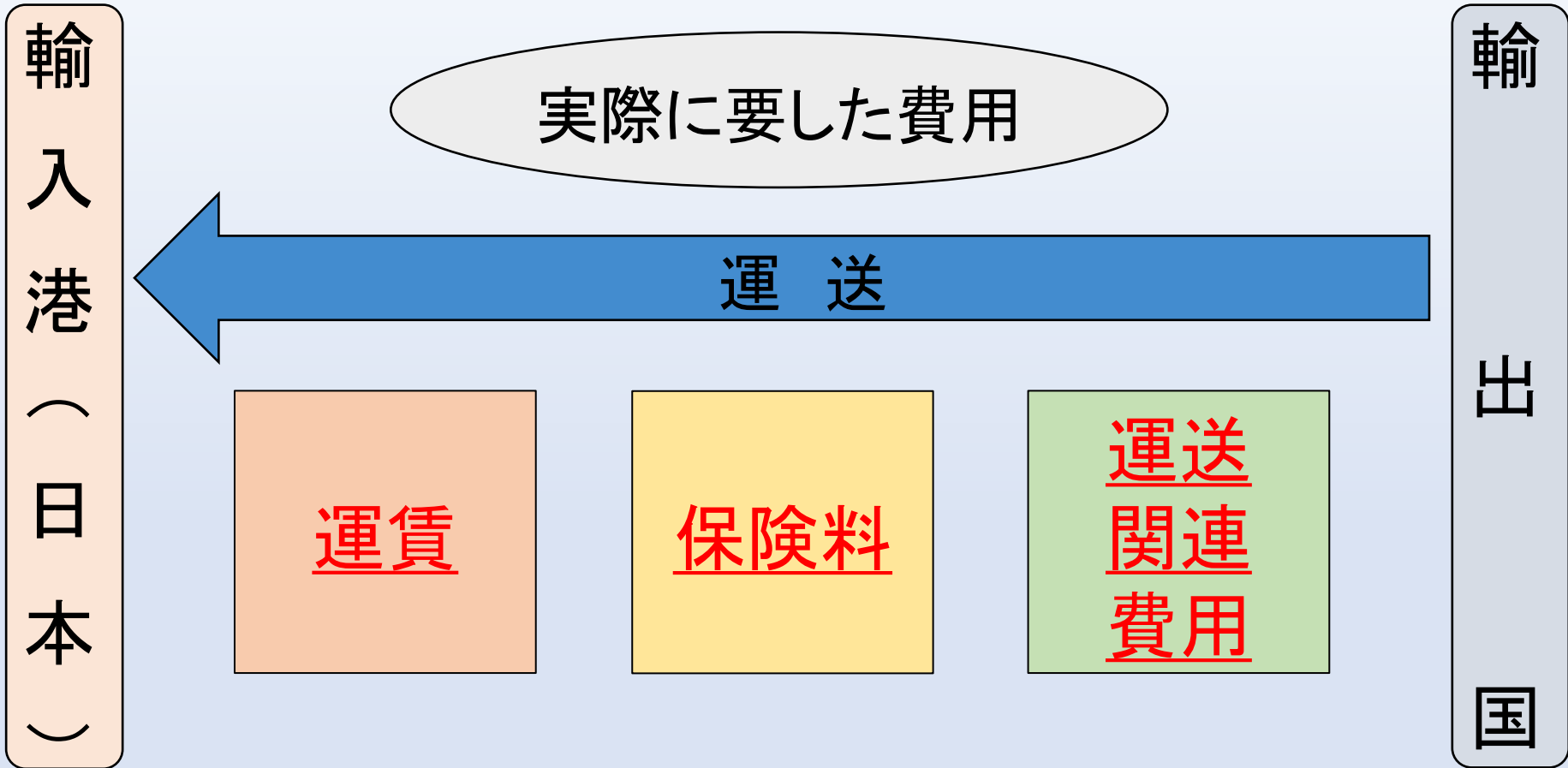
※4

関税定率法4条1項1号～5号に限定列挙された費用等の額で、現実支払価格に含まれていないもの

- ① 輸入港までの**運賃**、保険料その他の運送関連費用
- ② 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される仲介料その他の**手数料**（買付手数料は除く）又は**容器・包装**の費用
- ③ 買手により無償で又は値引きして直接又は間接に提供された  
**物品又は役務**の費用
- ④ 輸入貨物に係る**特許権等の使用に伴う対価**で、輸入取引の条件として買手により直接又は間接に支払われるもの
- ⑤ 輸入貨物の処分等による**収益**で**売手に帰属するもの**

●運賃等の額の加算は、客観的なかつ数値化された資料に基づいて行う。  
（通達4-7(2)）

- ① 輸入港までの運賃、保険料、運送関連費用  
輸入港までの運賃等のイメージ



② 仲介料その他の手数料、容器、包装の費用

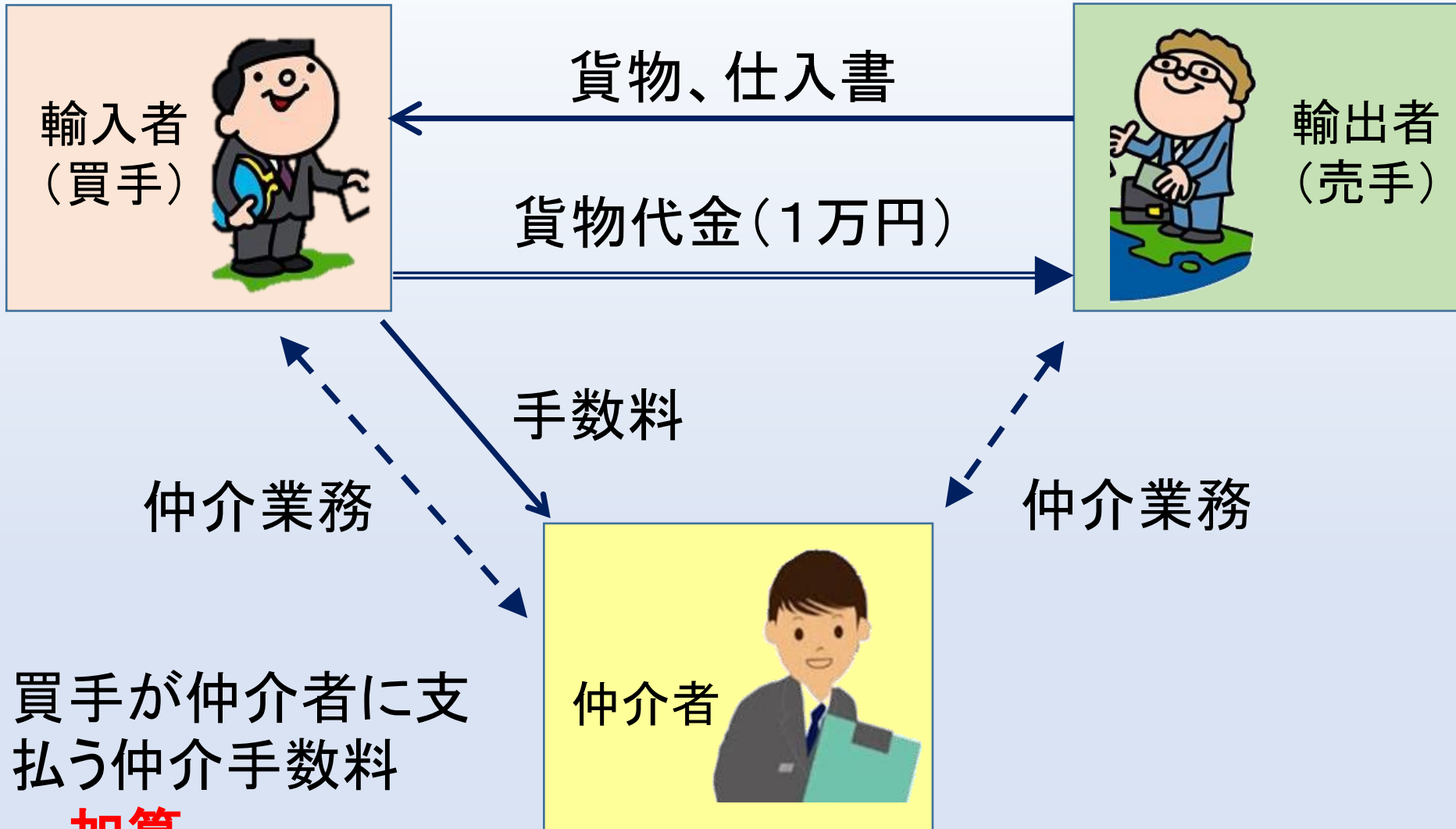
(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)

買付手数料となる要件

- ・手数料を受領する者が「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」であること
- ・買付委託契約書等の文書により明らかであること
- ・文書や記録その他の資料により買付に係る業務を実際に行っていることが確認できること 他

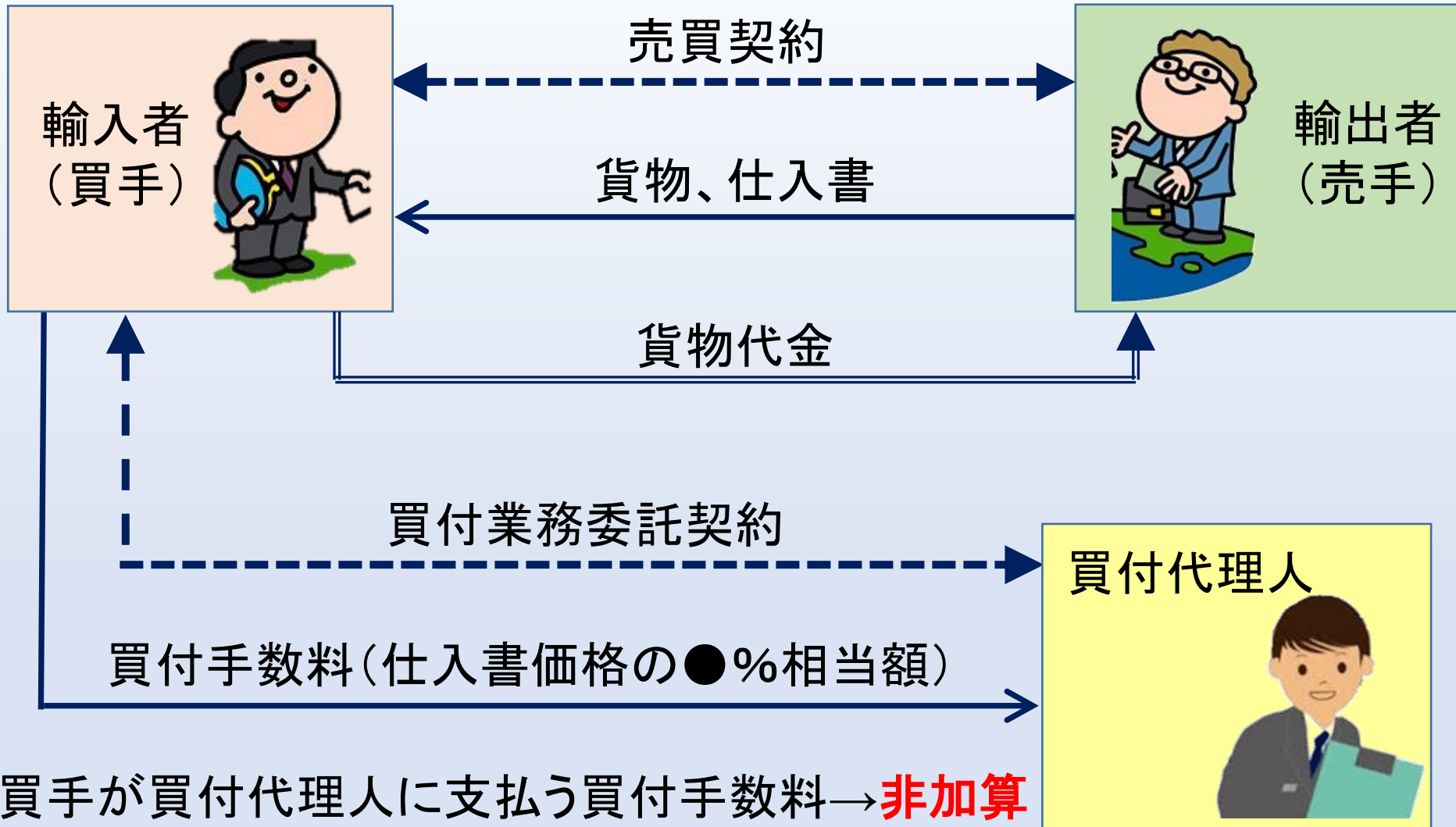
(関税定率法基本通達4-9(3))

仲介者に支払う手数料



買手が仲介者に支払う仲介手数料  
→ **加算**

買付代理人に支払う手数料



## ② 容器・包装の費用

【定率法第4条第1項第2号ロ・ハ】

### • 容器費用

(例) 貨物の発送・運搬において使用されるカートンボックスや木箱等

減免税の手続き(法第14条第11号(再輸入免税)等)により、関税が軽減され又は免税されるものは除く。

### • 包装費用

(例) 包装材料(段ボール紙、緩衝材、保冷材等)



### ③ 無償又は値引き提供物品・役務の費用

(関税定率法第4条1項3号イ～ニ)

イ 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの 例:生地、ボタン、下札、タグ…

ロ 輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの 例:ミシン、織機、裁断型…

ハ 輸入貨物の生産の過程で消費された物品

例:消毒剤、接着剤…

ニ 技術、設計その他輸入貨物の生産に関する役務で日本以外で開発されたもの

例:デザイン、プログラム…

※上記費用に加え、提供に要した費用も加算対象！

# 売手が完全生産する場合



-  材料費 20
-  機械費 20
-  デザイン費 10
-  ロイヤルティ 10
-  加工賃・経費・利潤 40
-  運賃・保険料 20

この場合の貨物代金  
(運賃・保険料込)は120  
課税価格も120  
∴申告価格が120ならOK♪

合計 120

# 製造機械を無償提供する場合



材料費 20

製造機械20

## 材料とミシンの無償提供

申告価格を80にしたら、  
材料・ミシンの40が不足します



デザイン費 10

ロイヤルティ 10

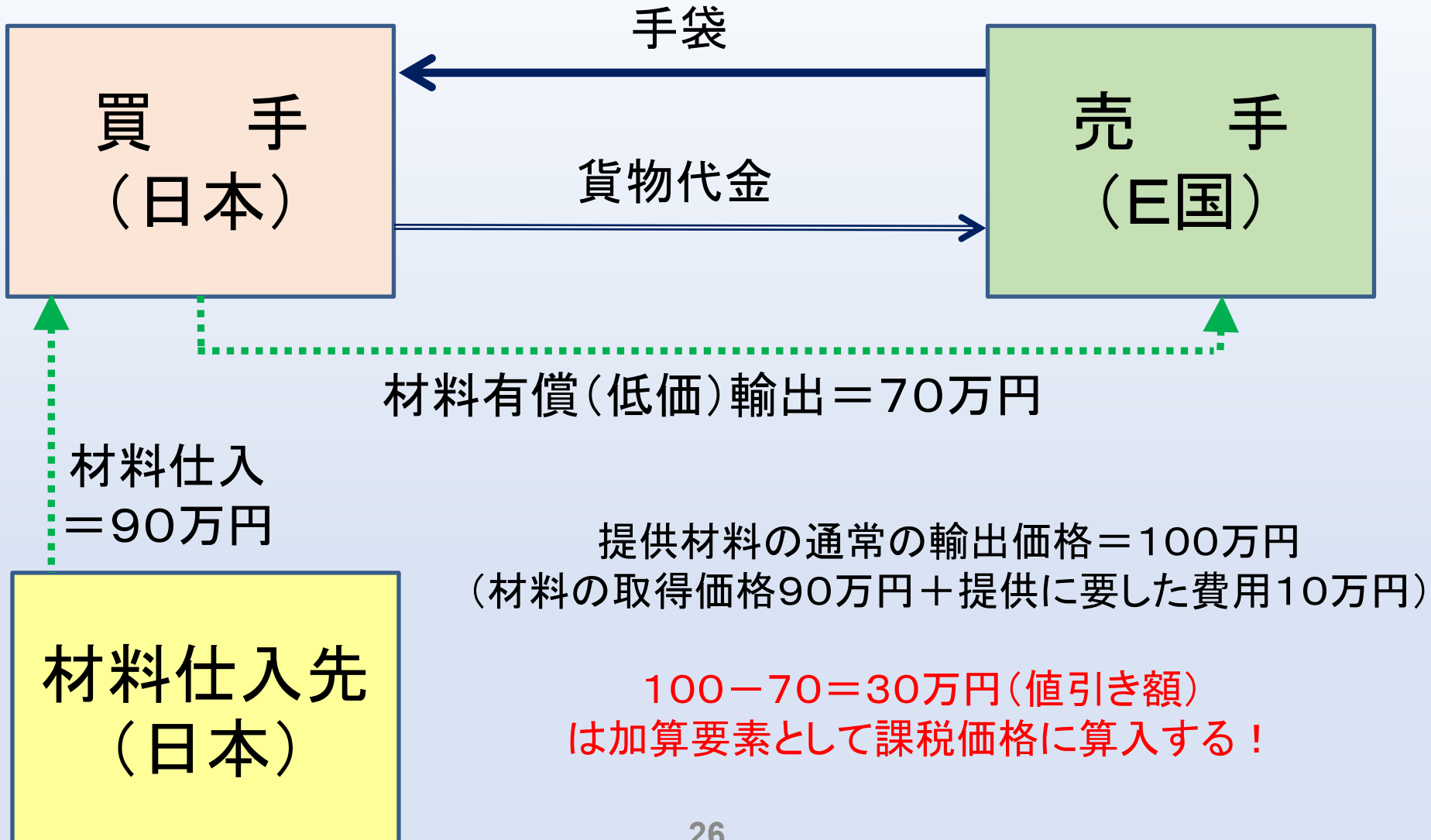
加工賃・経費・利潤 40



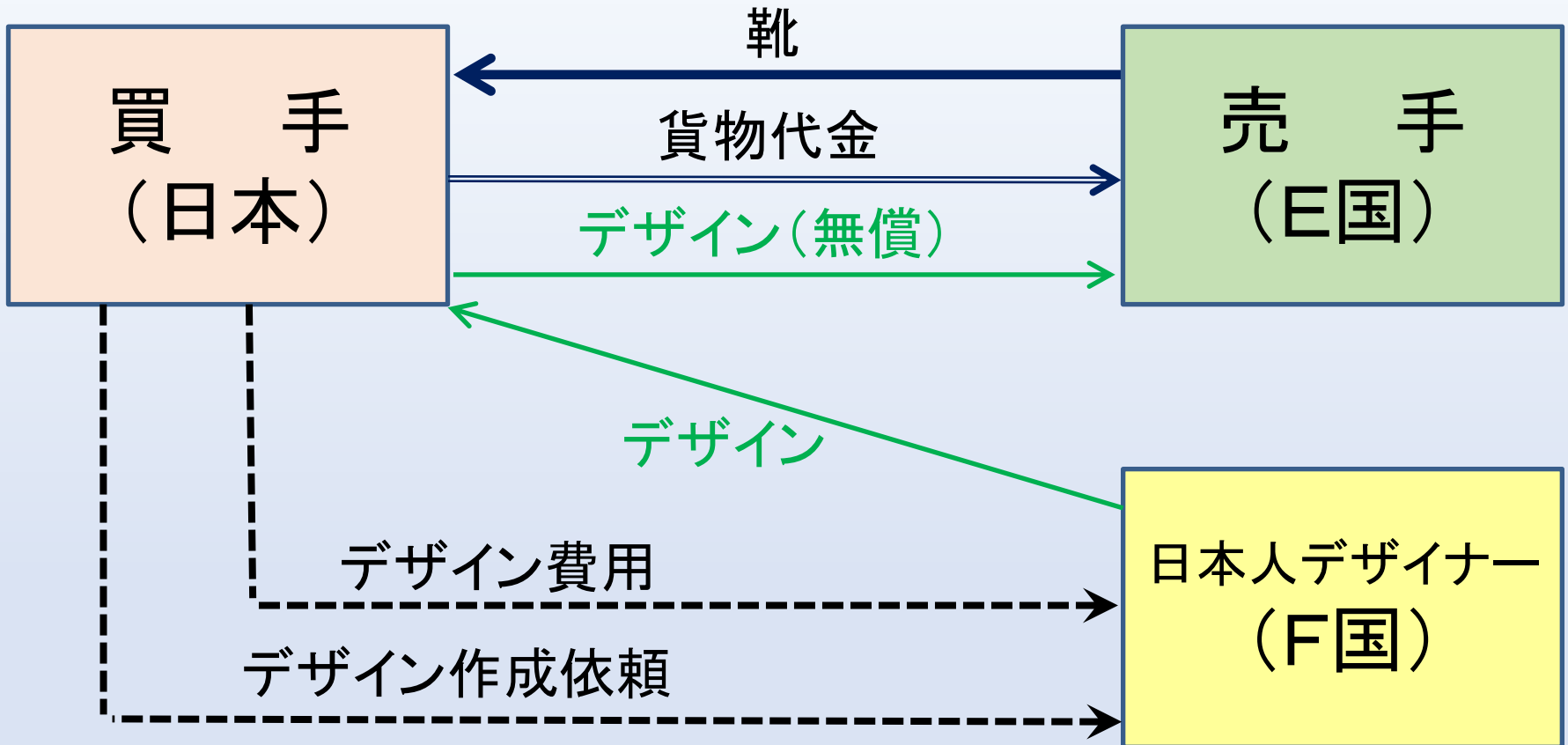
運賃・保険料 20

合計 80

## 値引提供した材料に要する費用



# 輸入貨物のデザインの費用 (日本人が海外で作成したもの)



**本邦以外で開発されたもの = 加算!**

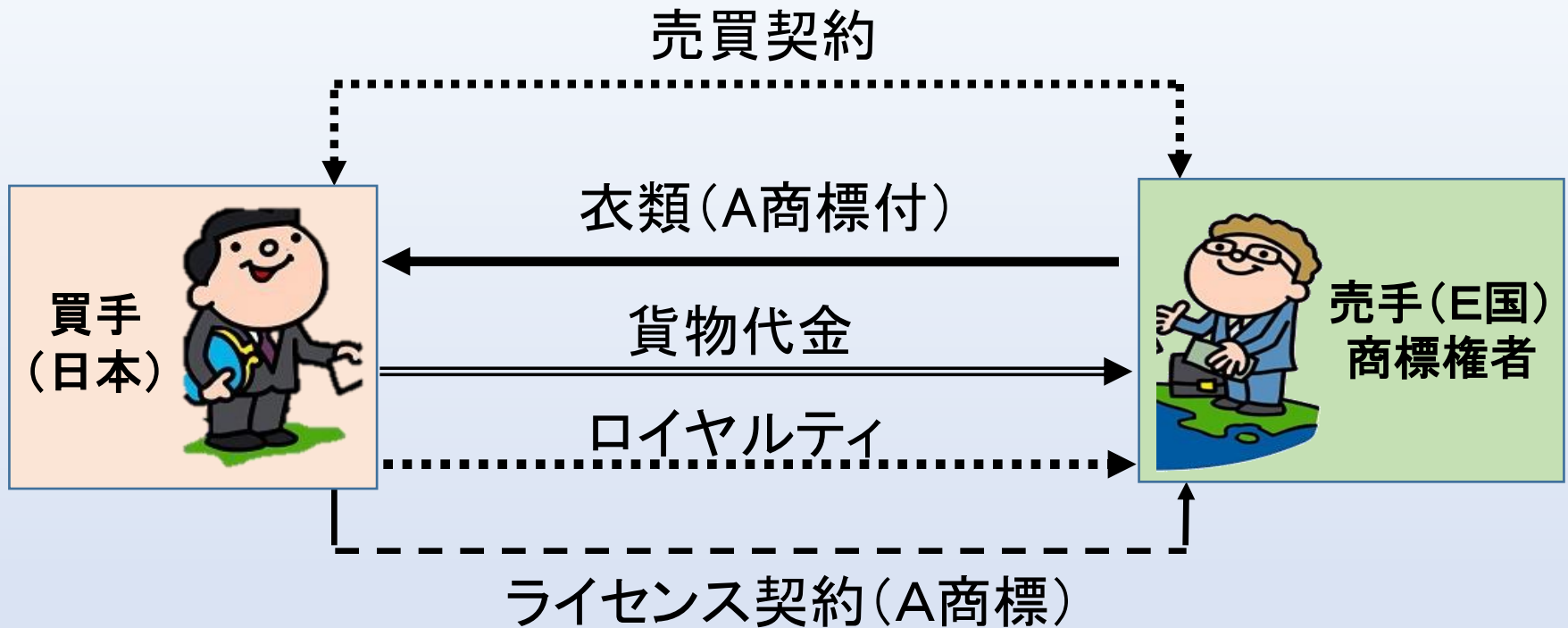
## ④ 特許権、意匠権等の使用の対価

(関税定率法第4条1項4号)

- 特許権、意匠権、商標権、実用新案権  
著作権、著作隣接権 等
- 輸入貨物に係る権利で、かつ
- 輸入貨物の取引の状況その他の事情から  
みてその輸入貨物の輸入取引をするために
- 買手により直接/間接に支払われるもの

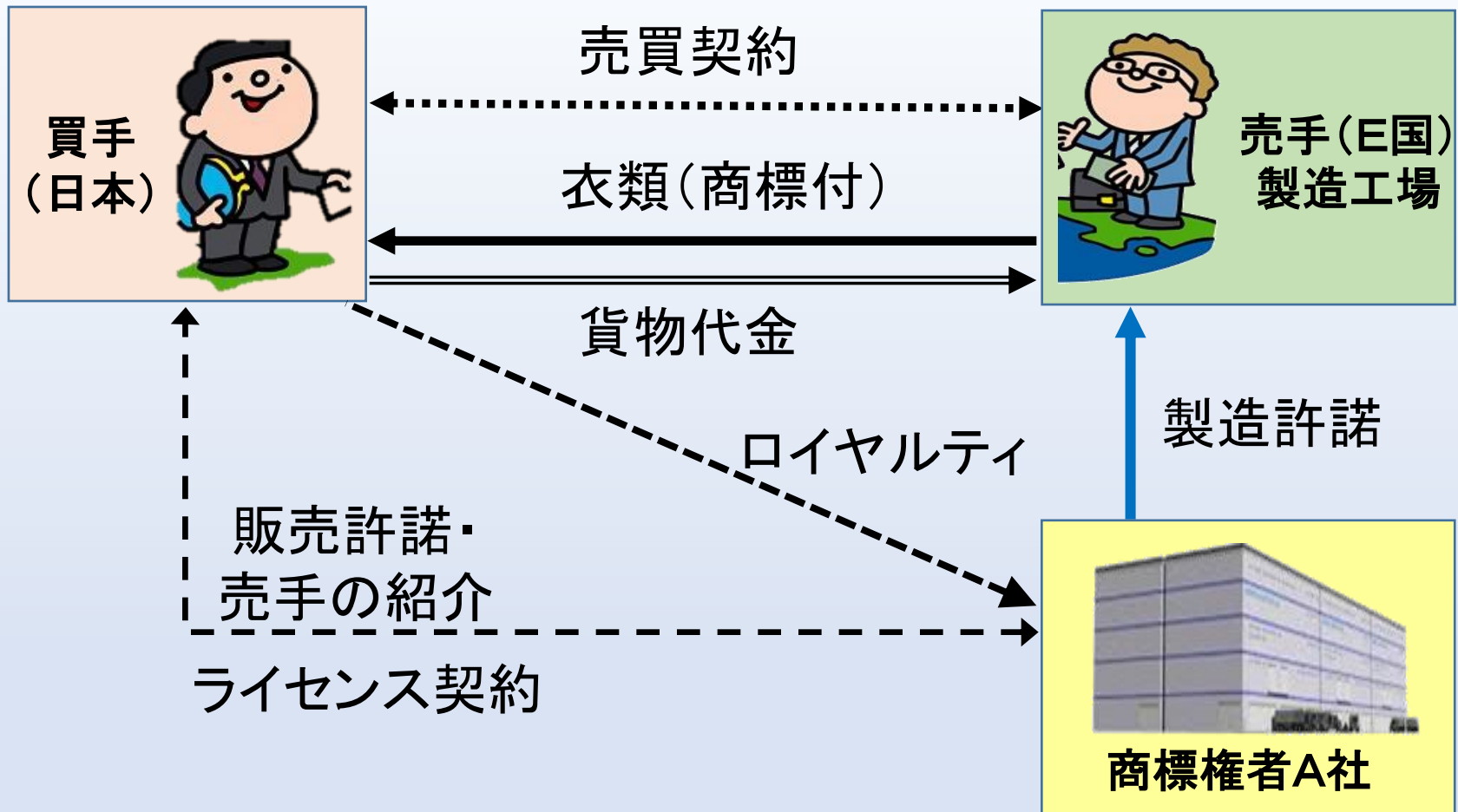
つまり、買手が権利使用料等を支払わなければ輸入できないような状況

## 商標権者である売手に支払うロイヤルティ



課税価格 = 仕入書価格 + 商標権使用の対価 (ロイヤルティ)

## 第三者である商標権者に支払うロイヤルティ

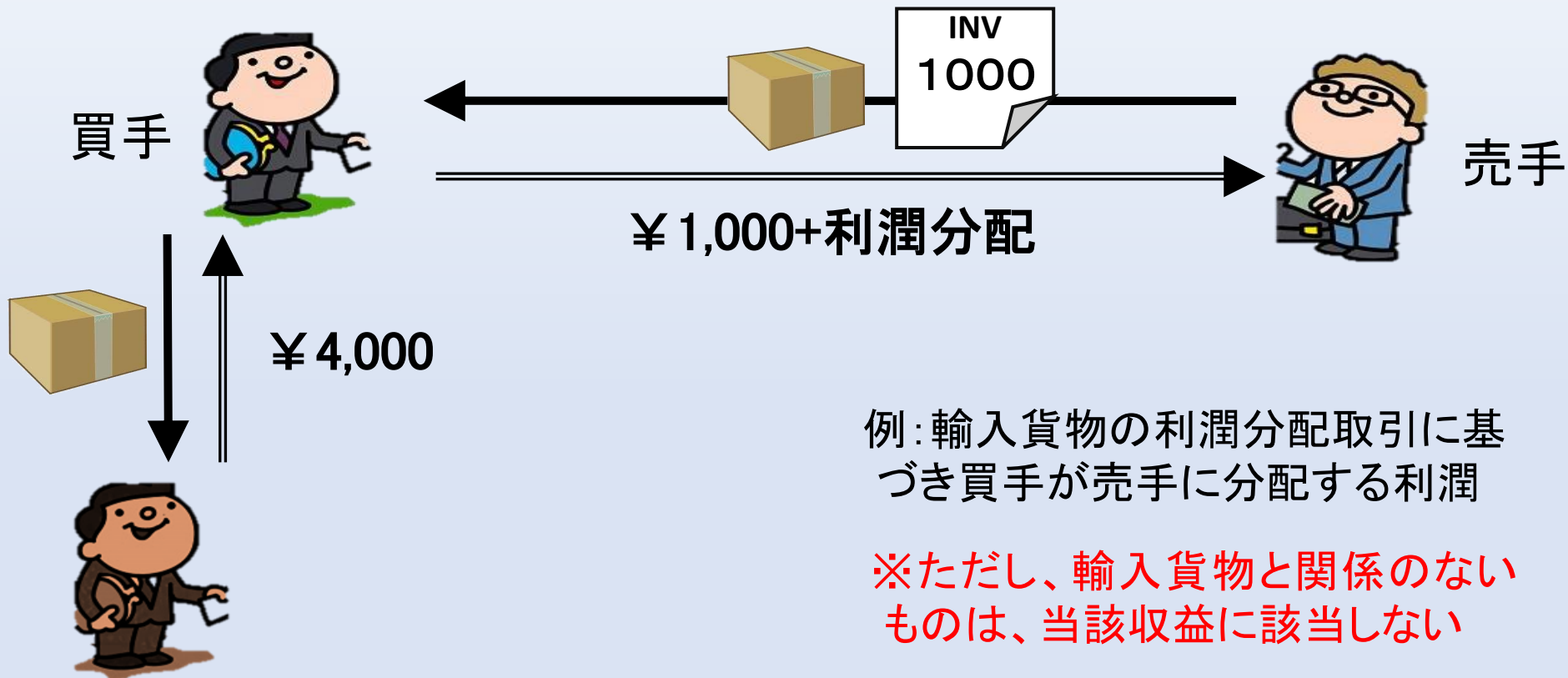


課税価格 = 仕入書価格 + 商標権使用の対価 (ロイヤルティ) ?

## ⑤ 売手帰属収益

(関税込率法第4条1項5号)

買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で  
直接又は間接に売手に帰属するものとされているもの



---

### 3. 原則によらない課税価格の決定方法

## 原則的な方法によらない課税価格の決定方法

### 輸入取引によらない輸入貨物(基本通達4-1の2(1))

- 無償貨物
- 委託販売のために輸入される貨物
- 売手の代理人により輸入され、売手が輸入国において販売する貨物
- 賃貸借契約に基づき輸入される貨物 など

### 特別な事情がある輸入貨物(基本通達4-1の2(2))

- 輸入貨物の処分・使用について制限がある(法第4条第2項第1号)
- 課税価格の決定が困難な条件が輸入取引に付されている(同第2号)
- 売手帰属収益の額が明らかでない(同第3号)
- 特殊関係が輸入貨物の取引価格に影響を与えている(同第4号)

### 課税価格の疑義が解明されない(基本通達4-1の2(3))

# 課税価格の決定方法（適用順序）

## 1. 取引価格による方法

（原則的な課税価格の決定方法）

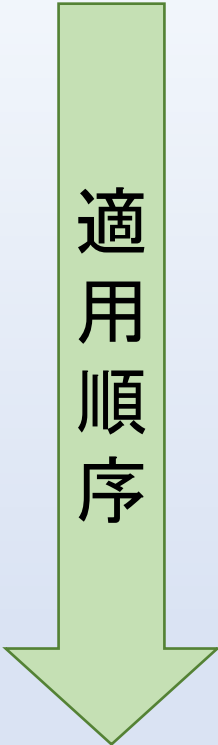
## 2. 同種又は類似の貨物の取引価格による方法

## 3. 国内販売価格に基づく方法

## 4. 製造原価に基づく方法

## 5. 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法

※輸入者の希望により3.と4.の優先順位変更可



適用  
順序

# 同種又は類似貨物の取引価格による方法

(関税定率法第4条の2)

- 同種類似貨物の取引価格がある
- 同種類似貨物が
  - 輸入貨物の本邦への輸出の日の前後1月以内に本邦へ輸出されている
  - 輸入貨物の生産国で生産されている
- 同一の取引段階及び取引数量によるものである



同種類似貨物の取引価格を当該輸入貨物の課税価格とする

同種貨物：形状、品質等すべての点で輸入貨物と同一

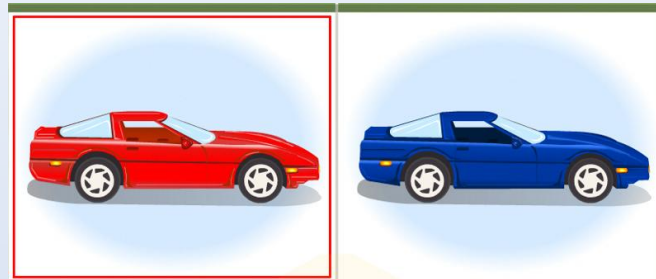
類似貨物：すべての点で同一ではないが、同様の形状、材質、機能、当該輸入貨物と商業上の交換が可能

# 同種貨物による方法

輸入貨物と同種貨物の取引価格(取引価格による方法により課税価格とされたもの)を使用

同種貨物とは(定率法基本通達4の2-(1))

形状、品質及び社会的評価を含むすべての点で輸入貨物と同一である貨物(外見上微細な差異があっても他の点で同一であればOK)



同種貨物は、輸入貨物の本邦への**輸出の日又はこれに近接する日**に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。

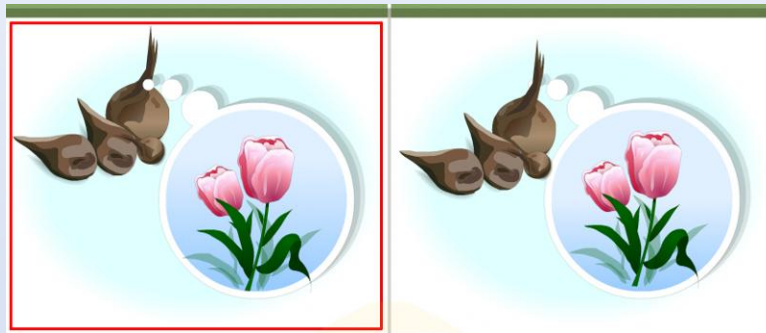
“これに近接する日”とは、輸入貨物の価格に影響を与える商慣行及び市場条件が輸出の日と同じであると認められる期間内の日をいい、原則として、**輸出の日の前後1月以内の日**としている。

# 類似貨物による方法

輸入貨物と類似貨物の取引価格(取引価格による方法により課税価格とされたもの)を使用

類似貨物(定率法基本通達4の2-(2))

輸入貨物とすべての点で同一ではないが、同様の形状及び材質の貨物であって、当該輸入貨物と同一の機能を有し、かつ、当該輸入貨物との商業上の交換が可能である貨物をいいます。品質、社会的評価及び商標も考慮。



類似貨物も、同種貨物と同様、輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限ります。

# 国内販売価格から逆算する方法

(関税定率法第4条の3第1項)

- 輸入貨物又は同種類似貨物に係る国内販売価格があるとき
- 輸入申告の前後1月以内又は輸入後90日以内の最も早い日における国内販売価格から次の費用を控除した価格を課税価格とする
  - 国内における販売に係る同類貨物の通常の手数料(又は利潤及び一般経費)
  - 国内到着後の運賃、保険料その他運送関連費用
  - 本邦において課された関税その他の公課

課税価格

通常の手数料又は  
利潤及び一般経費

輸入港到着後の  
運賃・関税等

国内販売価格

# 製造原価から積算する方法

(関税定率法第4条の3第2項)

- 輸入貨物の製造原価を確認できるとき
- 輸入貨物の製造原価に次の費用を加えた価格を課税価格とする
  - 輸入貨物と同類の貨物の本邦への輸出のための販売に係る通常の利潤及び一般経費
  - 輸入港到着までの運賃、保険料等

製造原価

通常の利潤  
及び一般経費

輸入港までの運  
賃等

課税価格

# 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法

(関税定率法第4条の4、関税定率法施行令第1条の12第1号)

法第四条から第四条の三までに規定する方法による課税価格の計算の基礎となる事項の一部がこれらの規定による計算を行うために必要とされる要件を満たさないためこれらの規定に規定する方法により課税価格を計算することができない場合において、その必要とされる要件を満たさない事項につき合理的な調整を加えることにより当該事項が当該要件を満たすこととなるとき

当該要件を満たさない事項につき当該調整を加えてこれらの規定に規定する方法により計算される価格

# 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法

(関税定率法第4条の4、関税定率法施行令第1条の12第2号)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条及び1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定(関税評価協定)の規定に適合する方法として

## 税関長が定める方法により計算される価格

### 【関税評価協定において禁止されている方法】

- 日本で生産された貨物の日本での販売価格に基づく方法
- 特定の二の価格のうちいずれか大きい方の価格とする方法
- 輸出国の国内市場における貨物の価格に基づく方法
- 同種又は類似貨物について法第4条の3第2項(積算方式)の規定により計算された積算価格以外の積算価格に基づく方法
- 日本以外の国への輸出のために販売された貨物の価格に基づく方法
- 最低課税価格による方法
- 恣意的な又は架空の価格に基づく方法

---

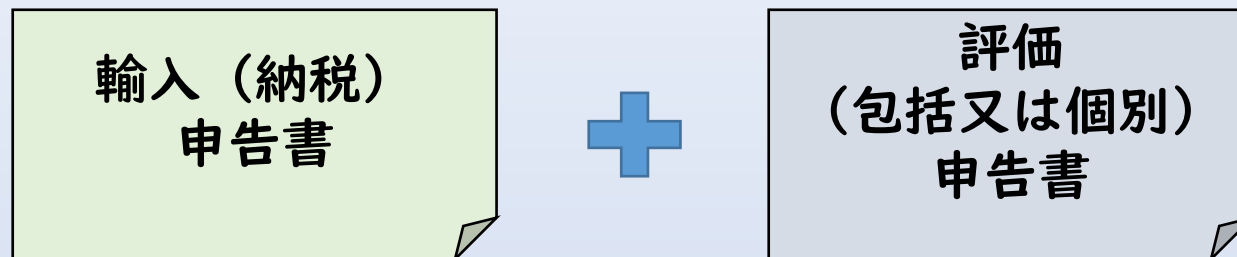
## 4. 評価申告手続き

# 評価申告とは

関税の納税申告の一環

(関税法施行令4条1項3・4号)

- ・ 関税法68条の規定により提出することとされている仕入書、運賃明細書、保険料明細書等により課税価格の決定ができないとき等に行う



輸入許可済貨物には評価申告(書)により課税価格の増減(訂正)をすることはできない。修正申告や更正の請求の手続きで行います。

つまり、修正申告のために行うものではない！

# 評価申告書の提出の要否

## 【1. 評価申告書の提出を要する場合】

- ・輸入取引に係る仕入書価格と現実支払価格とが一致しない場合
- ・輸入取引に関連して加算要素(仕入書、運賃明細書等により、その額が明らかなものを除く)がある場合等

## 【2. 評価申告書の提出を要しない場合】

- ・納税申告に係る貨物の関税が無税(免税)又は従量税である場合
- ・納税申告に係る貨物の仕入書ごとの課税価格の総額が100万円以下である場合(同一人との間に継続して行われる輸入取引に係るものである場合等を除く)

# 評価申告書の提出の方法等

関税法基本通達7-9(2)

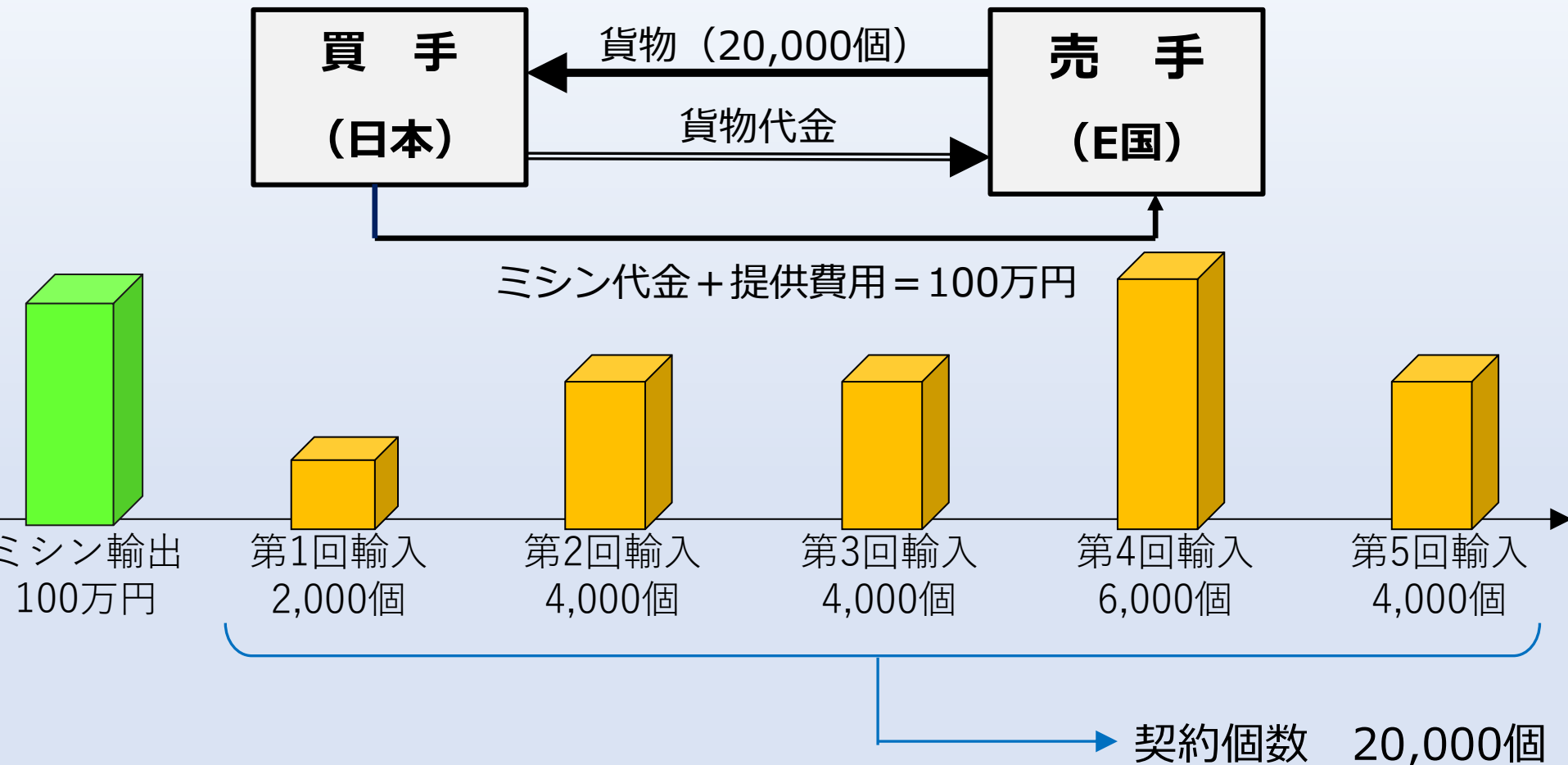
- イ 個別評価申告 ⇒ 申告時に通関部門に提出する個別申告が原則
- ロ 包括評価申告 ⇒ 同一人との間の継続取引で取引内容が同じ場合にあらかじめ包括申告できるもの  
(輸入申告の前に評価部門にあらかじめ提出)

評価申告書の種類	提出の時期	提出先	提出部数
個別申告書	輸入(納税)申告書等の提出と同時	納税申告官署	1部
包括申告書	輸入(納税)申告書等の提出以前	貨物の主要な輸入申告予定官署	2部 (原本及び申告者交付用)

**注意！** : 評価部門から交付した包括評価申告書は、必ず輸入申告時に必要な金額の加算を行ってください。評価部門からの交付で終わりではありません！

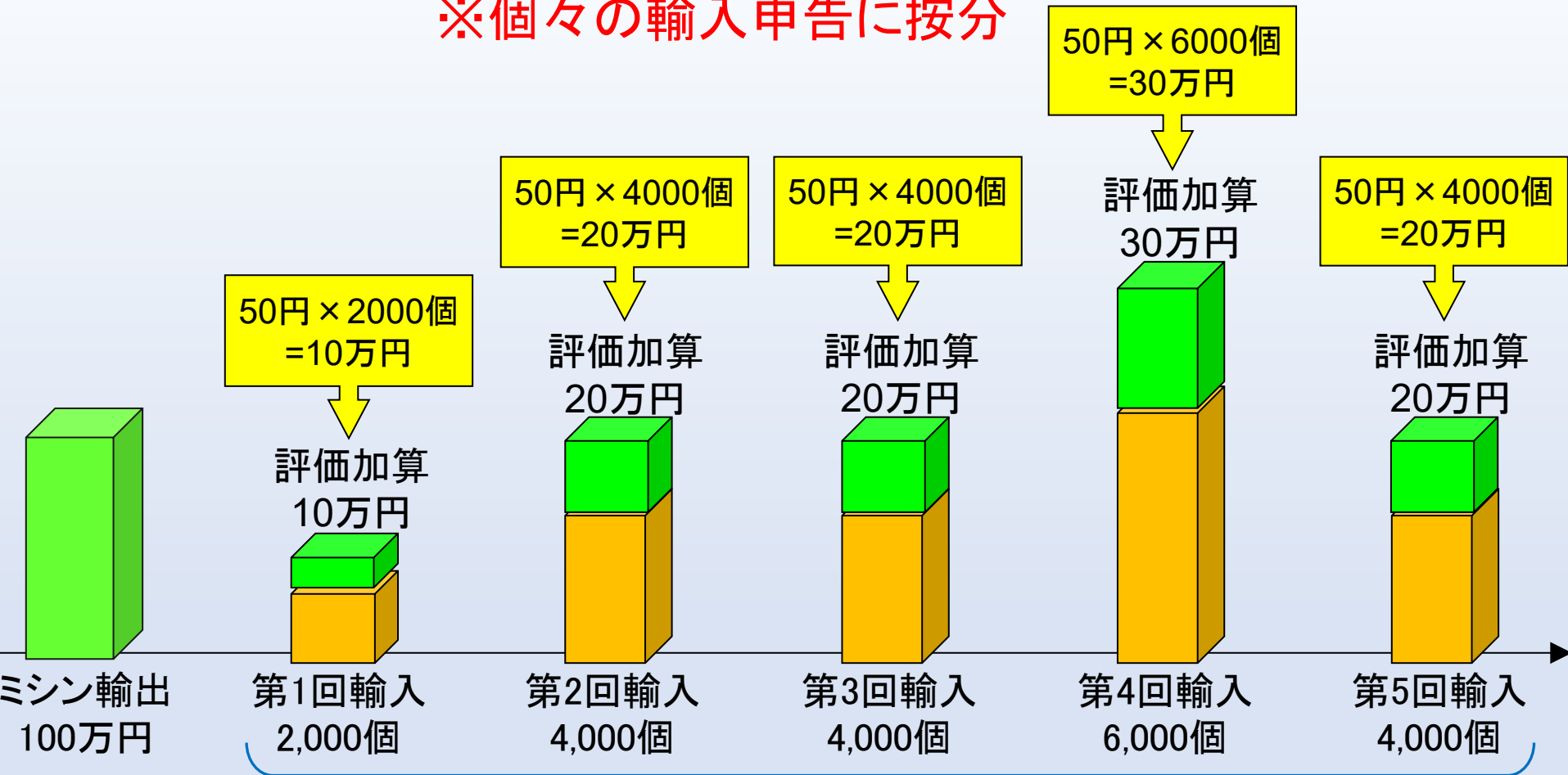
# 評価加算の具体的方法

【事例】 買手が売手に輸入貨物の生産のために使用する  
マシンを無償提供する場合



# 原則的な加算方法（個別評価申告）

※個々の輸入申告に按分

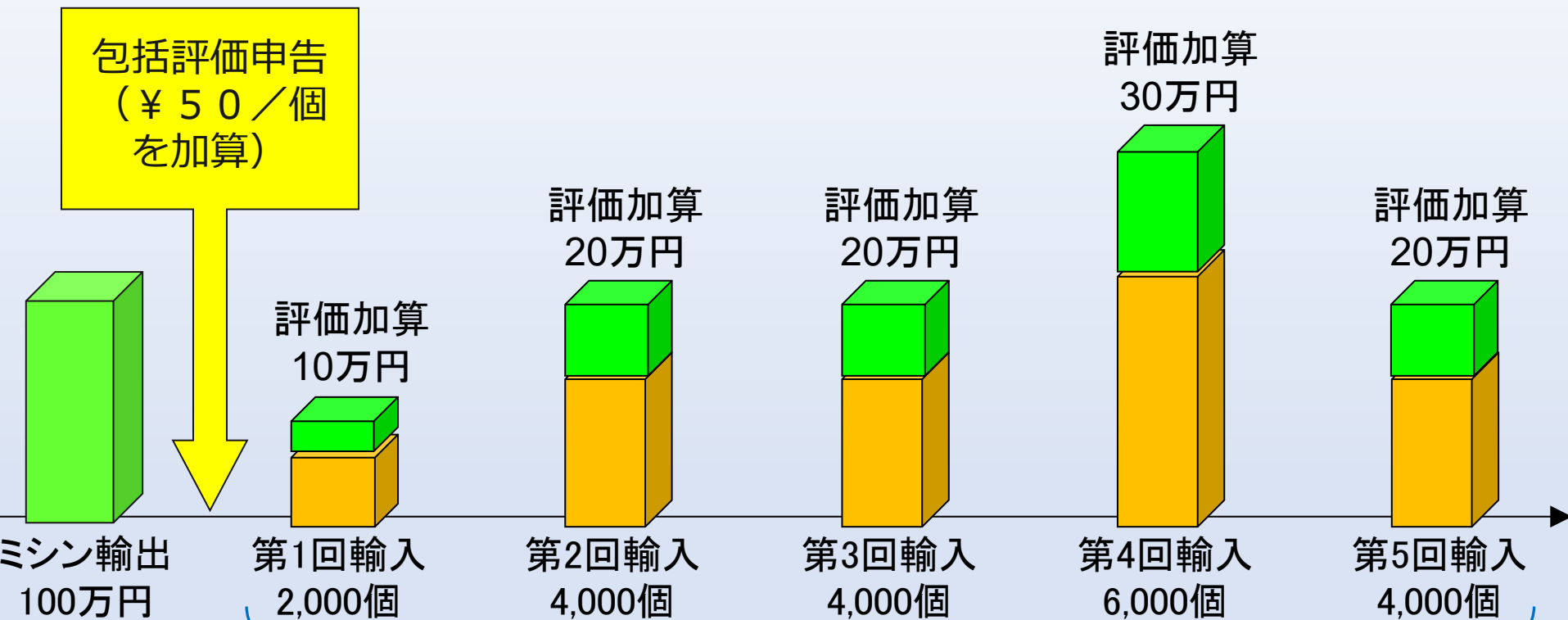


輸入貨物1個当たりのマシン費用  
 $100万円 \div 20,000個 = 50円$

契約個数 20,000個

# 原則的な加算方法（包括評価申告）

※個々の輸入申告に按分



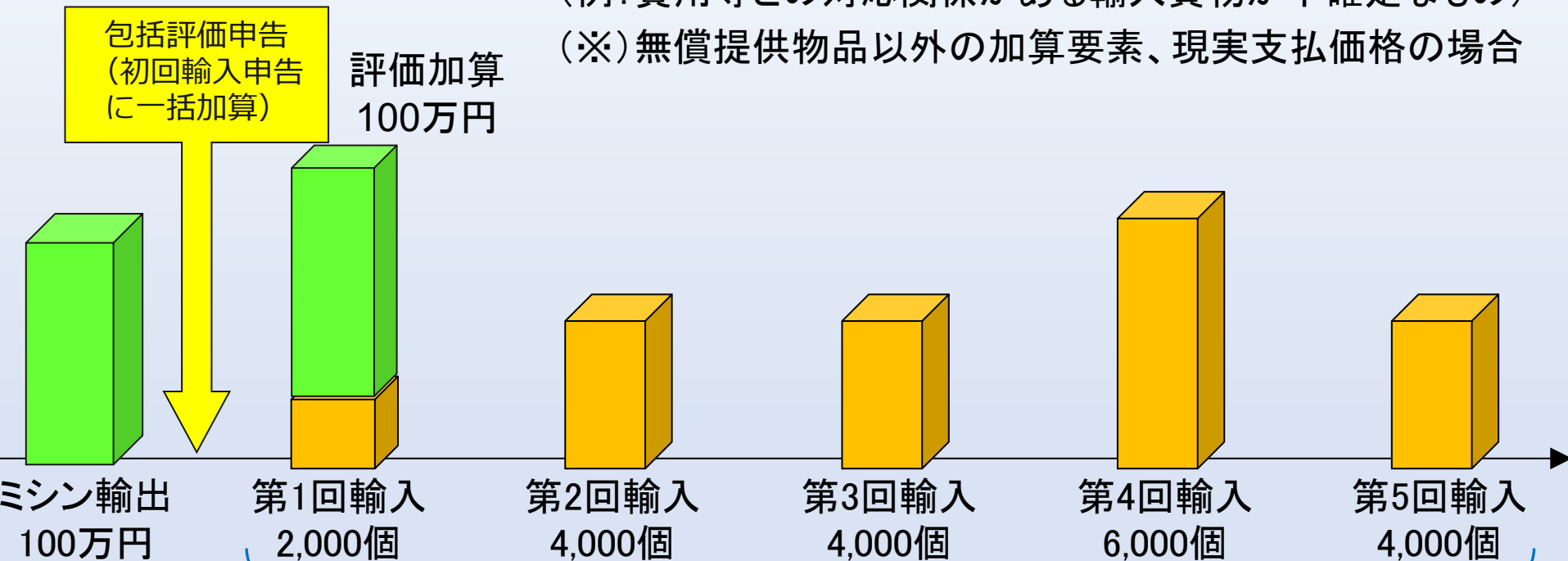
# 一括加算（包括評価申告）

※初回輸入貨物に一括加算

- ・輸入者からの要請がある
- ・課税上その他特に支障がないと認められるとき（例：関税率が異なる複数の品目に係るもの）
- ・個々の輸入貨物への按分が困難である（※）

（例：費用等との対応関係がある輸入貨物が不確定なもの）

（※）無償提供物品以外の加算要素、現実支払価格の場合



## 事前教示制度（関税法第7条第3項）

### (1) 回答の効果

有効期限（最長3年間）内、尊重されます

### (2) 手続き

「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」

+

必要資料（売買契約書等）

↓

「事前教示回答書（関税評価回答用）」

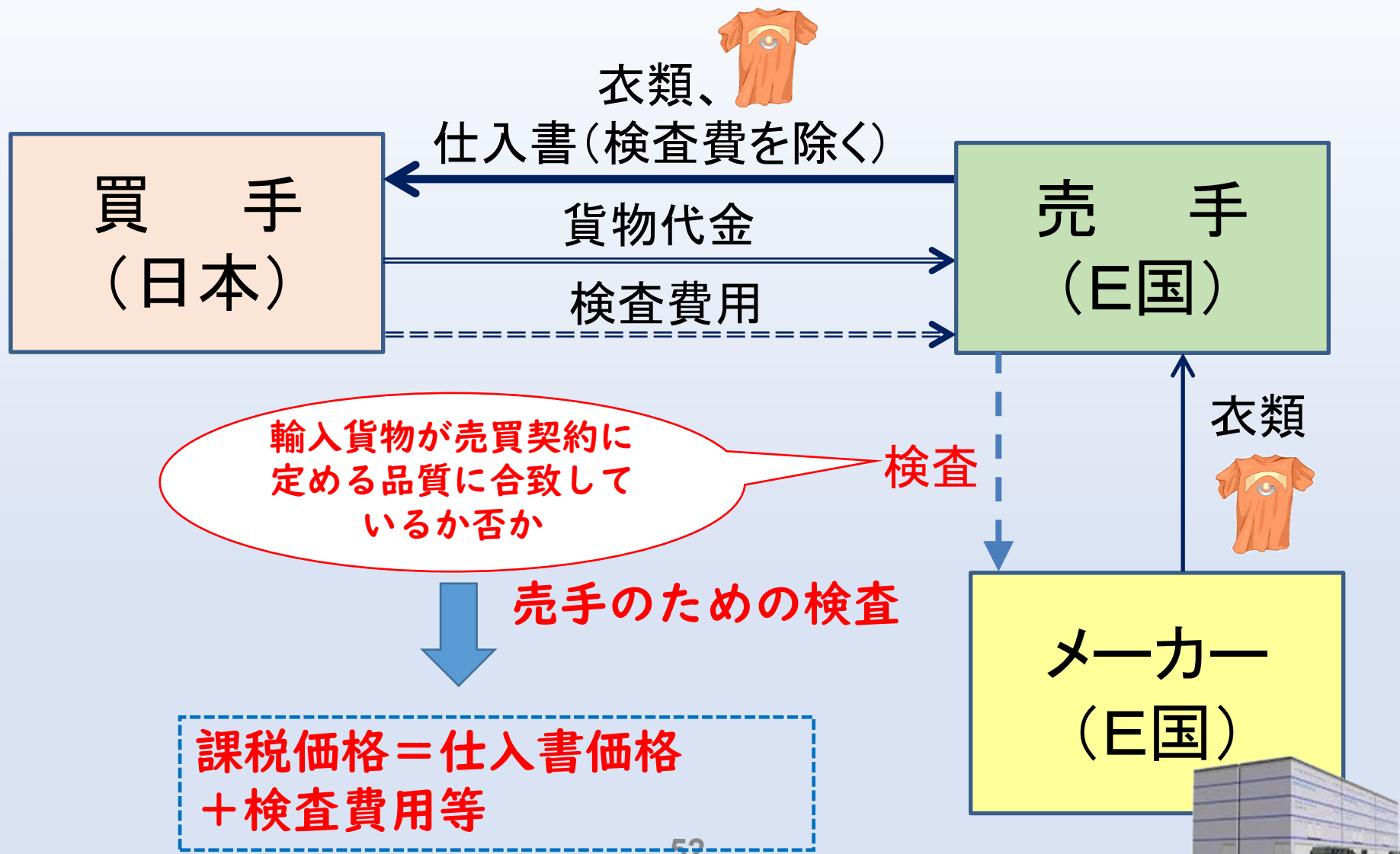
### (3) 公開

---

# 5. 事例紹介

## 【事例1】

## 売手に支払う輸入貨物の検査費用



# 【事例2】

## 買手の依頼を受けた検査機関が行う



衣類、

仕入書(検査費を除く)

貨物代金

買手  
(日本)

売手  
(E国)

検査の委託

検査費用

検査機関  
(E国)

貨物の検査

再確認

課税価格 = 仕入書価格

買手のための検査

# 【事例3】

## 逆委託加工貿易取引による輸入



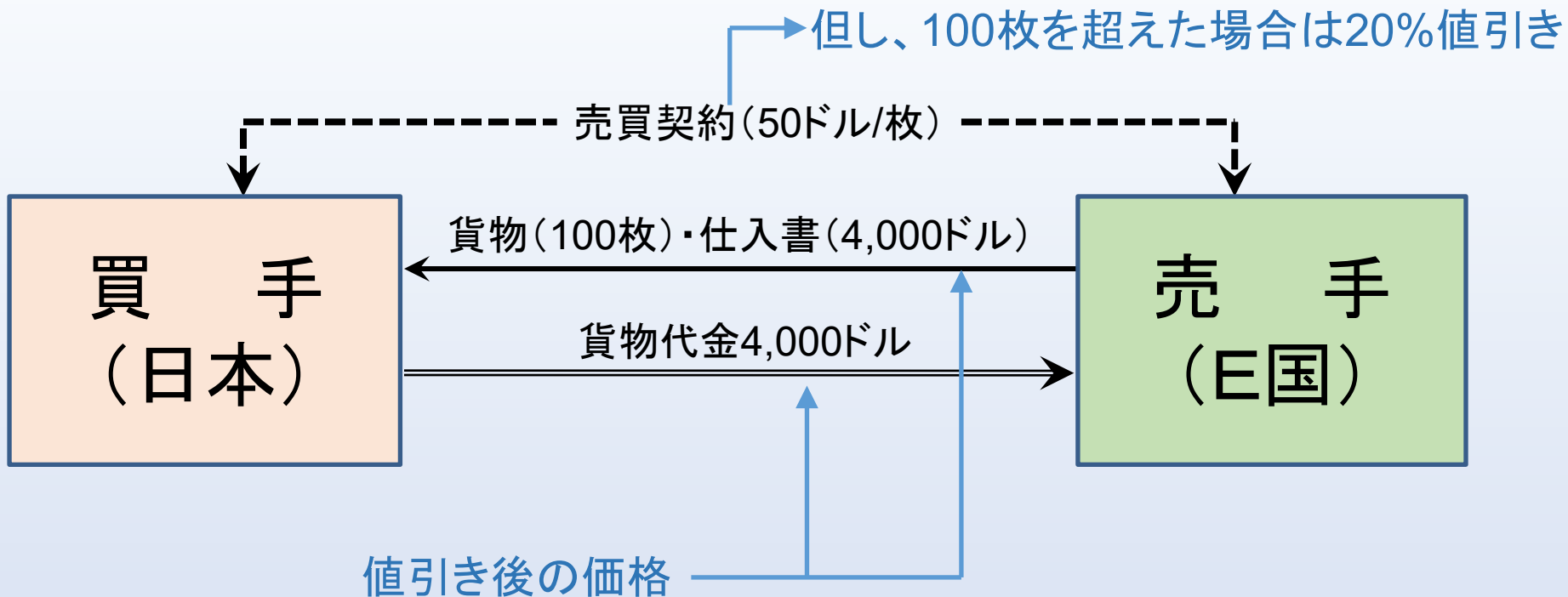
輸入者は、輸出者と締結した逆委託加工契約に基づき、コートを生産するために必要なすべての資材・副資材を無償で提供し、加工賃を輸出者に支払います。

売買がない→輸入取引ではない？

逆委託契約→輸入取引、委託者→買手、受託者→売手、加工賃→現実支払価格  
とみなす

## 【事例4】

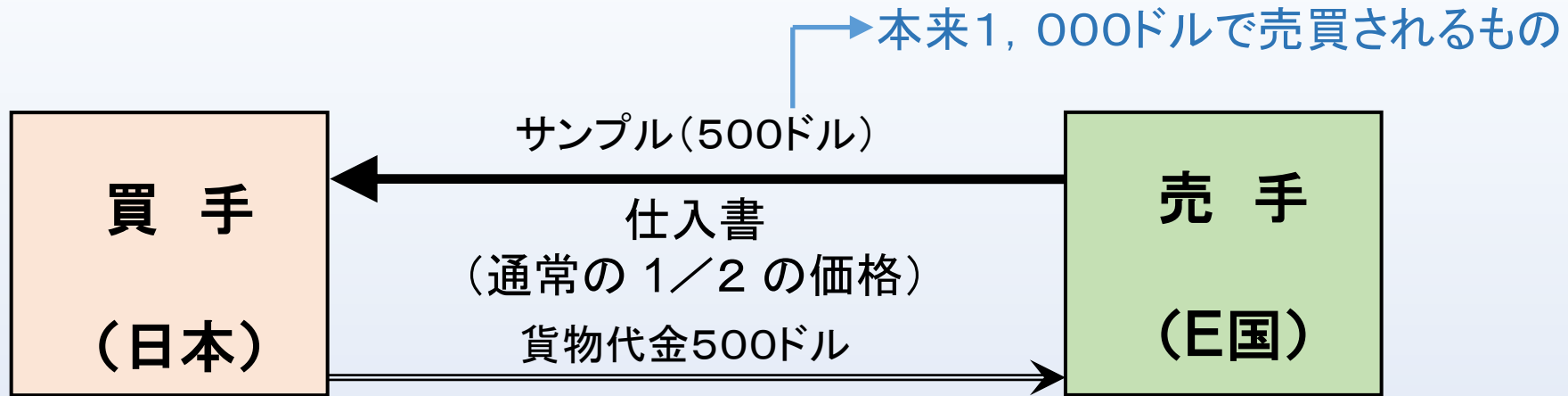
## 一定数量を超えた場合に与えられる値引き



「現実支払価格」とは、買手が売手に対して現実に支払った総額です。上記の取引では、数量に応じた値引きを行うことを契約で取り決め、値引き後の価格を買手に支払わせています。そのため、当該取引をするために現実に支払う総額は値引き後の価格であると認められ、値引き後の価格が現実支払価格となります。

## 【事例5】

## サンプル値引きされ輸入される貨物



展示会用です。販売はしないでください。

- 輸入取引により輸入される貨物ではありますが、輸入貨物の処分又は使用につき制限がある貨物であるため、現実支払価格に基づく「輸入貨物の取引価格による方法」により課税価格を計算することはできません。。
- 関税定率法第4条の2(同種又は類似貨物の取引価格による方法)以下の規定により課税価格を決定します。

---

## 6. その他

② 関税評価に関する内容をまとめたページが開く

③ 関税評価ポータルへ

① 「関税評価を調べたい」をクリック

税関  
Japan Customs

現在位置: ホーム > 輸出入手続 > 関税評価 (課税価格)

関税評価 (課税価格)

1. よくある質問 (質疑応答事例から)

- 修理後の再輸入  
修理後に再輸入される貨物の課税価格
- 検査費用  
買手の依頼を受けた検査機関が行う検査に要した費用
- 相箱の取扱い  
不良品による損害の求償額と貨物代金との相殺
- 出港前報告手数料  
外国税関への出港前報告に伴い発生する手数料
- 通信販売  
個人的な使用に供するため通信販売により輸入する貨物の課税価格

2. 関税評価に関する事例

- 関税評価に関する取扱い事例について (別紙事例) (平成19年6月26日財関第876号)

3. 関税評価に関する用語を知りたい

- 関税評価用語等解説
- カスタムズアンサー

4. 事前教示制度について知りたい

- 文書による事前教示制度とは
- よくある質問とその回答

5. 評価申告制度とは

- 評価申告制度の概要
- 様式
  - > (評価申告書I Word / Excel)
  - > (評価申告書II Word / Excel)
- 記載要領

6. 課税価格の計算方法

- 関税評価の基礎
- フロー図
- 輸入貨物に係る課税価格の計算方法及びその留意事項に関する一般的な質疑応答 (英語版はこちら)

7. 外国為替相場 (課税価格の換算) 等

- 外国為替相場 (課税価格の換算)
- 課税価格に含まれる運賃等の取扱い
  - > 輸入 (納税) 申告時に保険料の額が不明な場合の取扱いについて
  - > 運賃特例が適用される輸入貨物に関する運賃及び保険料の取扱いについて

8. 主な申告漏れの事例 (税関による企業などへの調査実績【財務省】から)

9. 関税評価 (課税価格) に関するお問い合わせ先

関税評価ポータル

関税評価の事前教示

外国為替相場 (課税価格の換算)

法令・政策等について調べたい

水際の取締について調べたい

関税評価を知りたい

関税評価を調べたい

税関手続FAQを確認したい

ご質問にチャットボットでお答えします

# 税関HP掲載の評価に係る事例等

- **事前教示回答事例**

輸入者等の皆様からの事前教示に対して税関が文書回答した事例について、原則HPに掲載しています。

- **質疑応答事例**

輸入者等の皆様からの照会に対して税関が回答した事例のうち、他の輸入者の方々にも参考となるものを項目別に掲載しています。

- **関税評価用語解説**

関税評価に関する法令等の用語について、Q&A形式で説明しています。

- **その他**

課税価格の計算方法、評価申告制度の概要等も掲載しています。

# おことわり

1. この資料は、極力わかりやすい表現にしているため、実際の条文の文体とは異なる場合がございます。
2. また、この資料は、令和8年3月現在における法律等に基づいて作成しています。活用にあたっては、最新の法律等を確認してください。
3. 関税評価に関する個別のご質問・ご照会は大阪税関業務部首席関税評価官部門にお問い合わせください。

Tel 06-6576-3358

[インターネットメールアドレス  
osaka-hyoka@customs.go.jp](mailto:osaka-hyoka@customs.go.jp)

今後とも、引き続き、適正通関への  
ご協力、よろしくお願いいたします

